

●香川県告示第226号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年8月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	名 称	所 在 地
平成30年7月2日	山田歯科医院	丸亀市川西町北569番地1
平成30年7月10日	医療法人なないろ歯科・こども矯正 歯科クリニック	仲多度郡多度津町庄841番地1
平成30年7月24日	空と海の歯科クリニック	善通寺市上吉田町182番地4
平成30年8月1日	調剤薬局げんきまん	小豆郡小豆島町池田3427番地2